申請から補助金支払いまでの流れ

申請者

市役所

1 市の無料耐震診断の結果　判定値 1.0 未満
もしくは
『容易な耐震診断』により　倒壊の危険性がある

※『容易な耐震診断』の調査者に
特別な資格は必要ありません。
（申請者ご自身で診断調査を行えます）

工事は、④交付決定通知まで契約しないでください

2 補助金の交付申請

※ 工事着手**３か月前**を目安に申請ください

申請 →

3 審査

4 交付決定通知

← 通知

5 工事業者と　契約
建設リサイクル法の届出（➔建築指導課）

6 着手届　提出
・工事契約書の写し
・建設リサイクル法届出の受領書の写し

提出 →

④交付決定の日から**３か月以内**に工事着手してください

7 工事　着手

8 工事　完了

⑧工事完了の日から **30 日以内**に提出をしてください
（年度の２月末日を過ぎない）

9 実績報告書　提出

提出 →

10 審査

11 補助金確定　通知

← 通知

12 補助金の請求

請求 →

13 補助金　交付

※ 請求から１ヶ月程度で振込みます

← 振込

14 口座確認を！